

総合評価落札方式における提出書類の一部事前受付について（提出要領）

1. 目的

令和6年度の一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加者及び発注者双方の入札手続きの負担を軽減するため、帯広開発建設部管内に本店を有する企業を対象に、工事入札時に提出する競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という）のうち、入札手続きごとに変動しない項目に関する資料の事前受付を行い、入札手続きの簡素化を図ります。

2. 適用期間と対象工事

事前受付が適用されるのは、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに入札公告を行う、帯広開発建設部本官発注のすべての部門における工事が対象となります。

※本官発注とは、契約担当官（支出負担行為担当官）が帯広開発建設部長名の工事です。

3. 事前受付提出者の資格

事前受付に参加できる者は、以下の事項に該当する者としてします。

- 1) 帯広開発建設部管内に、建設業法に基づいて工事を施工するために必要な建設業許可を受けた本店が所在すること。
- 2) 北海道開発局における、一般競争参加資格の決定を受けていること。
（ただし、JV（共同企業体）は除く）
- 3) 上記の1)かつ2)を満たす企業であること。

4. 事前受付期間

令和6年5月7日から令和6年5月24日まで
（受付期間以外の提出は対象外となりますのでご注意ください。）

5. 事前受付対象の項目

入札手続きごとに変動しない項目

- ・「企業（地域要件）」に関する項目
「災害活動の実態」と「災害協定の締結」が対象。

6. 事前受付資料と受付対象範囲

【事前受付資料】

「企業（地域要件）」に関する資料

- ① 災害活動の実態（活動実績）

- ② 災害協定（協定の締結）

【受付対象範囲】

- ①は、令和3年度から提出日まで
- ②は、令和6年度に限る

※「事前受付資料」の詳細は、ホームページに掲載しているファイルの

【提出様式】事前受付連絡用紙および事前受付票 .xlsx にて「注意事項」を記載していますので、そちらも確認し提出して下さい。

7. 事前受付資料の提出方法

電子メールにて、送信先のメールアドレス宛に

- 1) 「事前受付連絡用紙」「事前受付票」・・・Excel形式（HPに掲載）
- 2) 「その他関連資料」・・・PDF形式（各企業の実績証明資料）

を添付して下記アドレスに送信してください。

（紙による事前提出は、受付していません。）

送信先E-mailアドレス **hkd-ob-jizenuketuke@gxb.mlit.go.jp**

※ファイル送信にあたっては、必ずウイルスチェックを行い、送信容量は**20MB以内**としてください。（送信メールサイズ（本文+添付ファイル）＝**20MB以内**です）

※事前提出される「その他関連資料」（PDF形式）については、文字など判別できない場合、受付できませんので送信前に確認して下さい。

（文字、写真が鮮明なものを送信して下さい。）

※事前提出される「その他関連資料」（PDF形式）のファイル名については、内容と部門が判る名称を付けて下さい。（下記参照）

ファイル名の例)

- ・災害活動の実態（活動実績）
- ・災害協定（協定の締結）

※送信するメールの件名、本文記載例等は、ホームページに掲載しているファイルの
【提出様式】事前受付連絡用紙および事前受付票 .xlsx に記載しています。

8. 「事前受付票」の取扱い

1) 提出された「事前受付票」については、当課で内容を確認後に順次、提出企業に「受付済事前受付票」（事前受付票に受付印を押印したPDF形式）を電子メールにより送付いたします。

※「事前受付連絡用紙」に記載された宛先へ送付いたします。

※「事前受付連絡用紙」「事前受付票」は記載漏れの無いよう確認してから提出して下さい。

☆ ↓ 重要事項 ↓ ☆

2) 帯広開発建設部より返信された「受付済事前受付票」は、参加希望工事の公告後に電子入札システムで提出する競争参加資格確認資料と同様に提出することで、事前受付対象項目に係わる確認資料の提出が不要になります。

競争参加資格確認資料を提出する際に、受領印が押印された「受付済事前受付票」を忘れずに添付して下さい。

「受付済事前受付票」は従来の提出資料と同様の扱いです。

「受付済事前受付票」が提出されていない場合は、評価対象外となります。

「受付済事前受付票」の写し（PDF形式）を提出して下さい。

☆ ↑ 重要事項 ↑ ☆

9. その他

1) 本試行は、受付のみであり、「事前評価」ではありませんので、受付受領された資料の評価の可否については連絡を行いません。

（公告後、従来通りに提出する参加企業との公平性を確保するため。）

2) 事前受付で提出された資料は、参加希望工事の公告後に電子入札システムで提出している競争参加資格確認資料の審査時に評価されます。

3) Q&A

Q①：事前受付に提出しなかった場合、入札参加はできないのか。

A①：事前受付に参加できる資格がある者が、「4. 事前受付期間」内に事前受付票を提出しなかった場合でも入札参加は可能です。

ただし、従来通り（電子入札システム）に、参加希望工事の公告後に競争参加

資格確認資料（技術資料）を提出いただくこととなります。

Q②：事前受付の資料を提出後、提出者（企業）が資料の不備に気づいた場合は。

A②－1：受付期間中の場合は、修正した資料を再提出（送信）して下さい。

A②－2：受付が終了している場合は、参加希望工事の公告後に競争参加資格確認資料（技術資料）を従来通り（電子入札システム）に提出して下さい。

重要 Q③：受領印押印の「**受付済事前受付票**」が返信されたが、公告工事の競争参加資格確認資料（技術資料）に写しを添付しなかった。

A③：評価対象外となります。

受領印押印された「受付済事前受付票」は、従来通りの技術資料と同様の扱いです。

Q④：提出した資料が受領され、「事前受付票」に受付押印されたが、公告後の競争参加資格確認にて、評価対象とならなかった場合。（否評価となった場合）

※「受付済事前受付票」にて提出した工事の評価内容は、帯広開発建設部のホームページにて、開札後に「入札結果」を掲載しているため、企業にて自己評価表と照らし合わせて確認して下さい。

上記を踏まえて Q④の回答となります。

A④：次の参加希望工事の公告後に競争参加資格確認資料（技術資料）を提出予定で、
イ）受領印押印された「受付済事前受付票」を提出した場合には、その工事の審査においても評価対象外となります。（提出資料が否評価であるため）
ロ）修正した資料にて、従来通りの提出をした場合には、提出された資料にて審査・評価を行います。

Q⑤：分任官発注による工事の公告後に、受領印押印された「受付済事前受付票」を競争参加資格確認資料（技術資料）として提出できるのか。

A⑤：利用できません。分任官発注による工事は、事前受付の対象外です。

分任官発注による工事の場合は、従来通り（電子入札システム）に、競争参加資格確認資料（技術資料）を提出して下さい。

【問合せ先】

北海道開発局帯広開発建設部 技術管理課 上席専門官
電話 0155-24-2904

【参考】

帯広開発建設部HPにも掲載していますので参照下さい。

- ◎ 「総合評価落札方式における提出書類の一部事前受付について」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/keiyaku/rfqnf000000006wi.html>

- ◎ 「発注の見通し・発注情報・入札結果・随意契約結果」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/keiyaku/ctl11r0000003hxo.html>

以上